

平成30年度税制改正について(主な改正内容)

地方税法施行規則様式の改正

平成30年7月11日に地方税法施行規則様式が改正されました。

改正内容および改正後の様式は、総務省「新規制定・改正法令・告示 省令」ホームページの公布日:平成30年7月11日の資料に掲載されています。

平成30年4月1日以後に開始する事業年度の法人市民税の申告にあたり、下記を参照のうえご提出いただきますようお願いいたします。

新規帳票

- 「第20号の3の2様式」(外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書)
控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額を法人税割額から控除しようとする場合に、「第20号様式の申告書」又は「第10号の4様式の更正の請求書」に添付してください。



様式改正帳票一覧(主な申告書・添付書類)

- 「第20号様式」(確定・中間申告書)
- 「第20号の3様式」(予定申告書)
- 「第20号の4様式」(外国の法人税等の額の控除に関する明細書)
- 「第20号様式別表2」(控除対象個別帰属調整額の控除明細書)
- 「第20号様式別表2の2」(控除対象個別帰属税額の控除明細書)
- 「第20号様式別表2の3」(控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書)

ほか

平成30年4月1日以後に開始する事業年度分の新様式は、大阪市ホームページに順次掲載していきます。